

開 会 式

開会の挨拶

吉川 武彦

(国立精神・神経センター精神保健研究所)

ただいまご紹介頂きました国立精神・神経センター精神保健研究所におります吉川でございます。ご紹介の中にもありましたように、現在公衆衛生審議会精神保健部に専門委員会がつくられまして、その専門委員会で精神保健福祉法の改正に関する討議をしております。そのまとめ役をおおせつかつていて、こういうような席でお話することになりました。今回の第3回の精神保健フォーラムのご成功をお祈りしたいと思います。ともあれ、この精神保健フォーラムは、第1回が1988年におこなわれまして、その頃は丁度1987年に精神保健法が成立をし、そして新しい精神保健福祉というのが始まったばかりの時でした。その後1991年に第2回が開かれたわけですが、これもまさに流れの中で、新しい精神保健福祉の在り方を模索するというそうした時代が開かれたものであります。それからご存じのように次々と精神保健法、あるいは精神保健福祉法というものが出来たり、また代わったりということがございましたし、その間に障害者基本法も出来ました。このような形で障害者をめぐる環境が大きく変わったのがこの7、8年というところかもしれません。その間この精神保健フォーラムはまだ開かれておりませんでしたけれども、こうした背景を踏まえて新たに精神保健福祉法を改正するこの時期にこのフォーラムが開かれたことを私は大変喜びたいと思っております。いずれにいたしましても、今回の成功をお祈りしたいと思います。ご挨拶にかえます。

主催者挨拶

樋田 精一

(フォーラム代表世話人)

皆さん、おはようございます。今日は早いところ大勢ご出席くださり、また来賓の方々も本当にありがとうございます。ただ今吉川の方からこのフォーラムの位置づけなどについてお話がありました。が、いわゆる精従懇、精神保健従事者団体懇談会は日頃から1988年の第1回フォーラム以来、ほぼ2ヶ月に1回の会合を重ねながら精神医療保健福祉をめぐる問題について会合を重ね討議を続けてまいりました。精神保健福祉法が改正されるというこの時にあたり、精神医療保健福祉の関わるすべての団体が集まり、討論をして一定の方向を出していきたいというのがこのフォーラムのねらいであります。最後まで十分な討議が行われ、実りある会になるように願っています。よろしくお願い致します。

ご 祝 辞

朝 日 俊 弘

(参議院議員)

おはようございます。ご紹介を頂きました参議院議員の朝日俊弘でございます。まず冒頭に今日この会にお招きを頂いたことを心から御礼申し上げたいと思います。先ほど来話がありますように、この精従懇が主催する精神保健フォーラム第1回は約10年前1988年、京都で開かれたと記憶しております。実はその頃私はこちらのほうに座っておりました。今日は来賓ということでこちらのほうに座っているんですが、気持ちは引続き皆さんと一緒にこの精神医療の改革に取り組んでいきたい、こんな気持ちであることをまず冒頭にお伝えしておきたいと思います。さて、いよいよ今年から来年にかけて再度の精神保健福祉法の改正作業に取り組んでいただいているわけでありまして。しかし、のちほどいろいろご報告があると思いますが、率直に言って法改正に向けての機運といいますか、環境といいますか、エネルギーといいますか、がいささか乏しいと言うか、低調だという風に感じています。これではいけないのではないかと、是非現場の皆さんや、あるいはサービスを受ける、あるいはサービスを利用する立場の皆さんからのより積極的な法改正に向けての様々な動き、そして動きを伴った提案があつてしかるべきだという風に思います。正直言ってこの間何度も何度も法改正があつて、少々法改正に疲れてきた節があるのではないかという風に私は心配しているんですが、決してそんなことではいけないのであつて、むしろ非常に多くの問題を抱えている精神保健法を一気に大改正をすることは難しいので、5年ごとに改正をする癖をつけようということでこの間取り組んできたのではなかったのかという風に思います。是非これを機会に更に積極的な動きと提案を皆さん方からも期待をしたいと思います。さて、国会のほうであります。去年の臨時国会でようやく長年懸案であった精神保健福祉士の法案、PSW法が可決成立を致しました。ある意味で大きな宿題を残したわけですが、ともあれ長年の懸案であったPSWの国家資格の法案が成立をした、このことをこれからどこまで最大限に活用出来るかということが課題になっていると思います。さて、今国会ではあまり報道がなされていないのでご存じないかもしれませんが、議員立法という形で精神薄弱者という用語を知的障害に切り換えようという用語を変更するための法律案を参議院のほうから提出を致しました。さっそく参議院のほうでは了解をいただいて、すぐ賛成をし、衆議院のほうへ送らせて頂きました。ただ、会期末でちょっともたつきまして、衆議院での可決成立までこぎつけることが出来ませんでした。おそろく7月下旬に開かれる臨時国会では冒頭にこの用語を変更する法案も可決成立させることができるであろうと思います。国会という立場で引続き皆さんからの問題提起を頂きながら積極的な取り組みをこれからも続けていきたいと思つています。今日はお招きをいただきまして、ありがとうございました。これからの皆さん方のご活躍を心から期待したいと思つています。ありがとうございました。

ご 祝 辞

田 中 慶 司

(厚生大臣官房障害保健福祉部精神保健福祉課長)

おはようございます。厚生省精神保健福祉課長の田中でございます。本日は第3回の精神保健フォーラムが開催されるにあたりまして一言ご挨拶を申し上げたいと思います。まず、精神保健従事者団体懇談会の皆様方におかれましては、日頃から精神障害者の人権の確保とそれから適正医療の推進とそれから社会復帰対策の推進ということに、いろんご尽力を頂いているということに対して、深く感謝を申し上げたいと思います。申すまでもなく、心の健康、健やかに日々をおくるということは国民すべての願いでございます。特に精神障害者の方々が地域で安心して自立し、社会経済活動に完全参加をしていくということは、そういう社会が出来るということは、私どもの願いであり、是非最優先で実現しなくてはならないという課題であると考えているところでございます。こういう立場から障害者プランというものを2年程前につくりそれを着実に実行しているところでございます。まだまだ量的に充分ではないというご指摘を受けておりますけれども、とにもかくにも5年間で3倍に伸びてきました。これから更に5年間で3倍にすれば10年間で10倍になると、とにもかくにもそういう格好でプラン実現に向けて今全力で走っているというところでございますので、よろしくご理解を頂き、またご協力も頂ければと思っております。それから、医療に関しましては、精神科の救急医療システム、これは平成7年から全国展開をしようということで、努力をしまりましてけれども、ようやく平成11年には全国の44の都道府県でこれが実施される、平成12年には45、今日度がついていないのは2つの県だけということになりました。ようやく精神科の救急というものが全国展開が出来るという状況になったわけですが、医療というもう一つ、長期入院の問題がございまして、依然として入院している方の半数以上が5年以上入院されているという状況がございまして、これはこれから是非何らかの格好で解決をしていかなければならないという風に考えているところでございます。皆様方のお知恵も是非拝借できたらと思っております。それから精神障害者の人権を確保することに関しましては、昭和62年に法律改正が出来たわけですが、それが必ずしも充分おこなわれていなかったという反省にたって、昨年来、様々なアクティブな対応をとらせて頂いております。まだまだ制度として必ずしも充分でなかったという面があるのではないかとということで今、内部で議論をしております。先程来、法改正の議論がありましたけれども、是非次の法律改正では患者さんの人権を守るということでもう一度法律を見直して、より充実したもれない体制づくりをしていきたいと考えているところでございます。朝日先生からもご紹介がありましたけれども、精神保健福祉士が昨年の12月に法律で国家資格化されたということで、来年の1月に向けて、第1号が今年度中にできるように、来年の1月には試験を実施するというところで今作業を進めております。こういう方々が、今申しましたような必ずしも充分でない精神福祉、あるいは医療、人権を守るということの分野で活躍して頂けるようにと期待しているところでございます。精神保健福祉部会の専門委員会で法律改正が進められております。朝日先生は、なかなか機運が乏しいというご指摘がありましたけれども、昨年の

暮れにご意見を各団体から頂きましたところでは、非常に多くの団体からいろいろな知恵を頂きました。皆様方が非常に精神保健福祉行政の重要性を認識して頂いているというふうにおもっているところでございます。これからどういうふうに法律を改正するのか、夏までには吉川先生が今専門委員会の長をされておりますけれども、そこである程度のまとめを、方向性を出して頂いて、これから世に問うという段階になりますけれども、是非実のある改正のプランが出来ることを期待したいと思います。なかなかとご挨拶申し上げましたけれども、今、世の中大きく変わる時期で、なおかつ合意形成というのが非常に難しい時代でございます。やはり、一步一步地をほうような努力をしながら、少しずつ制度をよくしてゆくというのが、今取りうる最大の選択肢ではないかと思っております。皆様方からも是非ご協力を頂けたらと思っております。このような中で、精神保健フォーラムのような試みが、法改正あるいはそのための運動、機運を盛り上げるということに意義があるのではないかとということで、その成果をご期待申し上げたいと思っております。本日はお招き頂きまして大変ありがとうございます。

ご 祝 辞

桑 原 寛

(神奈川県衛生部保健予防課長)

皆さん、おはようございます。ただいまご紹介に預かりました神奈川県衛生部保健予防課長の桑原でございます。本日は全国27の精神保健従事者団体の方々、ユーザー、関係者の方々がこの当地横浜に一堂に会しまして、第3回の精神保健フォーラムがこのように盛会のうちに開催されますことを心よりお喜び申し上げます。我々の生活環境をめぐる状況、あるいは社会情勢の変化は本当にめまぐるしい状況で、ストレスは増加の一途をたどっているという状況でございます。21世紀は精神の時代であるということを言われて久しいわけですが、心の健康の問題、あるいは精神疾患、精神障害者をめぐる諸問題というのは、我々地域に生きる一人一人の住民にとって大変切実で、身近な問題になってきているという状況にあるのではないかと思います。一方では、脳の科学の進展、あるいは地域精神医療、あるいは地域精神保健活動、心理社会的なリハビリテーションの実践といった成果を踏まえまして、精神障害者をめぐる問題、単に疾患という次元のみならず、障害という視点をも踏まえて、包括的な地域生活支援体制を形づくってゆくということが非常に大切だという認識に我々は今到達していると考えております。こういった状況の変化を踏まえまして、精神保健福祉行政の面でも先程来ご指摘がありましたように過去10年間の間に精神衛生法から精神保健法に、更には障害者基本法の成立を踏まえまして精神保健福祉法へという形で法体系が変化してきているという状況でございます。本県におきましても、こうした諸状況の変化を踏まえまして、心の健康づくりであるとか、あるいは精神医療の充実、精神障害者福祉対策の充実、あるいは老年性痴呆疾患の対策の充実といった4本の柱をもとに県内2つの大都市、横浜市と川崎市の方々と連携を深めながらメンタルヘルスの推進とい

うことに日々真剣に取り組んでいこうという思いを新たにしているところでございます。本日のこのフォーラムは、これからの精神医療保健福祉をどう変えていくのかという基調テーマの元に4つのシンポジウムを拝見いたしまして、それぞれに重要なテーマであろうかと存じます。こういったものを築き上げていく上で関係者の方々のネットワークづくりというのは非常に大きな事でありまして、そういう意味でも27団体の関係団体、あるいは精神医療ユーザー、患者、家族、あるいは市民ボランティア団体の方々が一堂に会していろいろ討議を行う、これからの進むべき道を探りあうというこの企画は非常に時期を得た、有意義なものであると考えております。このフォーラムの成果が間近にひかえました精神保健福祉法改正、あるいは障害者プランの見直しといった過程に充分生かされまして、あるべき方向に向けて変えていく原動力になっていくということを心より期待しております。最後になりますが、ご参集の方々のご健勝ご活躍、それから27団体のこれからはますますのご発展を心より祈念いたしまして、私のご挨拶に変えさせていただきます。本日はどうもありがとうございました。

ご 祝 辞

鈴木 正 次

(横浜市衛生局長)

ただいまご紹介頂きました横浜市の衛生局長の鈴木でございます。本日は第3回精神保健フォーラムの開催を心からお喜びすると共に、日頃精神保健に関する業務に携わっている皆様が、横浜市に一堂に集われましたことに対して、心から歓迎を申し上げます。本フォーラムは今回で3回目の開催と伺いました。前2回はいづれも時代の要請に応えた開催であったと伺っておりますけれども、精神保健福祉士法が昨年12月に成立し、精神保健福祉法も成立5年後の見直しを控えた今、またここに第3回の開催がもたれましたことは、誠に時期を得たものではないかと思っております。私ども横浜市といたしましても、1993年に本市の精神保健福祉施策の指針となります横浜市精神保健対策検討報告書を策定致しました。更に1994年には、横浜市の総合計画であります、ゆめはま2010プラン5ヶ年計画において施策の方向性として、地域でまず安心して生活ができる環境づくり、多様な活動の場の提供、3点目に精神科医療の充実を掲げまして事業の推進を図っているところでございます。このような基本計画に基づきまして、具体的には地域作業所やグループホーム、授産施設など精神障害者の社会復帰や自立に欠かせない施設の整備に独自に取り組んでまいりましたけれども更に独自の施策として、昨年は特別乗車券交付事業の開始を始め、また、来年の春には生活相談とかイブニングケアとかを通じまして、精神障害者の日常生活を支援する生活支援センターの第1号館を神奈川区に整備するという事で現在事業を進めております。このフォーラムの中で提起されました課題や、交わされたご意見は是非私どもの今後の施策検討に当たって参考にさせて頂き、精神障害者施策の一層の充実に努めてまいりたいと思っております。終わりに、本フォーラムのご盛会と参加されました皆様のご健勝を祈念いたしまして、ご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願い致します。

祝電・メッセージ

小 泉 純一郎

(厚生大臣)

第3回精神保健フォーラムの開催、おめでとうございます。日頃から我国の精神保健医療福祉の発展にご尽力をいただいている皆様に、敬意と共に感謝申し上げます。今回のフォーラムで得られた成果が、我が国の精神障害者の保健医療福祉の充実に生かされるよう期待致します。政府としても昨年は第141国会において精神障害者の社会復帰の促進と地域生活支援を充実させるために精神保健福祉法を制定したところです。現在、精神保健福祉法の改正に向けて取り組んでいるところですが、今後とも担当大臣として精神障害者のノーマライゼーションの推進に向け、精一杯取り組む所存であります。今後とも皆様のご指導、ご鞭撻をお願い致します。本フォーラムの成功と貴会の発展を心から祈念致します。

今 井 澄

(参議院議員)

第3回精神保健フォーラムが盛大に開催されましたことを、心からお祝い申し上げますとともに、日本の精神保健・医療・福祉の充実と連携のために、日夜ご尽力いただいております皆様方に、敬意を表します。わたくしも、この6年間の議員活動のなかで、障害者基本法や障害者プランの策定にかかわってまいりましたが、精神障害者施策はまだ緒についたばかりであり、ノーマライゼーションはまだ言葉の域を出ておりません。現場での差別など社会復帰も遅々として進んでおりません。そういった状況下での皆様方の血のにじむご努力に敬意を表しますとともに、この問題は優れて政治や行政が力をいれるべき分野であると認識しております。私も7月の選挙で再選を果たし、国政の場から皆様方の運動と連携して、日本の精神保健・医療・福祉の前進のためにがんばる所存です。フォーラムのご成功と、皆様方のいっそうのご活躍をお祈り致します。